

# 一般財団法人山口陸上競技協会定款

平成23年3月24日認証

平成23年6月26日一部改正

平成26年6月28日一部改正

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人山口陸上競技協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を、山口県山口市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、山口県の陸上競技に関する事業を行い、陸上競技の普及と競技力向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 陸上競技に関する企画及び指導に関すること。
- (2) 日本陸上競技連盟（以下「日本陸連」という。）に山口県の陸上競技界を代表して加盟すること。
- (3) 山口県陸上競技選手権大会及びその他の陸上競技会を開催すること。
- (4) 山口県の陸上競技に関する講習会の開催及び指導者を養成すること。
- (5) 山口県の代表選手を選定し派遣すること。
- (6) 山口県の陸上競技に関する審判員及び検定員の養成とその資格者を日本陸連に推薦すること。
- (7) 山口県記録を公認し、日本陸連に対し記録公認を申請すること。
- (8) 山口県体育協会（以下「県体育協会」という。）に山口県の陸上競技界を代表して加盟すること。
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 財産及び会計

(財産の拠出)

第5条 設立者は、末尾に掲げる財産目録に記載された財産を、この法人のために拠出する。

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として前条に定めた財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために、善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に、評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第18号。以下「一般社団・財団法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により

退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬)

第13条 評議員の報酬は、無報酬とする。ただし、その職務を執行するために必要とする費用は別途支払うことができる。

## 第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時評議員会は、必要がある場合は、いつでも開催することができる。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、出席評議員の中から互選で選ぶ。

(定足数)

第19条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 代表理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 代表理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び当該会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

## 第6章 役員

(役員を設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上35名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、会長以外の理事のうち、副会長5名以内、専務理事1名、常務理事7名以内を置くこととする。

3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることとなってはならない。

4 監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会で別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

2 監事の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(役員解職)

第30条 代表理事及び業務執行理事が、次の各号に一に該当するときは、理事会において決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事現在数の3分の2以上の決議により、この職を解くことができる。この場合、理事会で決議する前にその代表理事又は業務執行理事に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(3) その他前各号に準ずる重要な事由があるとき。

(報酬等)

第31条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、その職務を執行するために必要とする費用を別途支払うことができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関すること。
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長（代表理事）及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第37条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第38条 代表理事又は業務執行理事が理事会の議決の目的である事項について提案した場合において、その提案について、特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事又は監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第26条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 名誉会長及び顧問

第41条 この法人に、名誉会長、顧問をおくことができる。

- 2 名誉会長は、理事会で推薦した者につき、評議員会の決議を経て会長が任命する。
- 3 顧問は、理事会の決議を経て会長が任命する。
- 4 名誉会長は、会長の諮問に応じる。
- 5 顧問は会長及び理事会の諮問に応じる。
- 6 名誉会長及び顧問は無報酬とする。
- 7 名誉会長及び顧問の任期は2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

## 第9章 委員会

第42条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 事務局

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を経て任命する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

## 第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、評議員会の決議により変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(剰余金の処分制限)

第45条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(解散)

第46条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第12章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲載する方法により

行う。

2 やむを得ない事由によって前項の公告をすることができない場合は、官報に掲載する。

### 第13章 雑則

第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

#### 附 則

1 この定款は、この法人の設立の登記の日から施行する。

2 第7条の規定にかかわらず、この法人の最初の事業年度は、設立の日から平成24年3月31日までとする。

3 この法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第8条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

4 この法人の設立時評議員は次の通りとする。

評議員	藤井 俊彦	藤井 英昭	飯田 裕史
	阿部 妙子	山口 一紘	佐々木 進
	南本 卓郎	濱田 勝美	向田 賢士

5 この法人の設立時代表理事、設立時理事、設立時監事は次の通りとする。

代表理事	和田 實		
理 事	菅原 道康	園田 隆	中村 四十三
	松田 正	藤井 智洋	東福 俊明
	福永 維夫	藤井 強	幸池 章
	佐野 広一	中嶋 輝元	大村 昌雄
	岩本 和是	小川 忠良	平川 勝秀
	小甲 順一	和田 實	吉松 茂樹
	藤田 昌彦	須田 雅昭	齋藤 忠彦
	小城 正明	山本 博史	磯部 芳規
	江村 勝利	伊藤 健二	西村 信勝
	衛藤 憲生	濱田 真由美	白井 隆司
	野見 恭二	大久保 信夫	橋本 憲二
	山縣 康人	齋藤 英美	
監 事	弘中 俊雄	松尾 久治	上 俊二

6 設立者の名称及び所在地は次の通りである。

設立者	財団法人日本陸上競技連盟
所在地	東京都渋谷区神南一丁目1番1号
理 事	河野 洋平



7 設立時拠出財産目録

設立者 財団法人日本陸上競技連盟

所在地 東京都渋谷区神南一丁目1番1号

拠出財産及びその価額 現金参百万円

8 定款に定めのない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他の法令に従う。

以上、一般財団法人山口陸上競技協会の設立のため、設立者財団法人日本陸上競技連盟は、本定款を作成し、これに記名押印する。

平成23年3月15日

設立者 財団法人日本陸上競技連盟  
理事 河野 洋平